

学生支援室について

学生支援室（本館3階学生課内）は、身体障がい、発達障がい、精神障がい、慢性疾患あるいは心理的問題その他のある学生の修学および学生生活の支援を行うことを目的として設置されています。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

（「学生支援室規程」参照）

「配慮願」と申請の手続きについて

「配慮願」とは、短期間に回復しない心身の障がいや病気等により、通常の授業を受けることが困難な学生に対する措置です。配慮願の手続きは次のとおりです。

1. 本人が学生支援室に相談・申請

- ・必要書類……配慮申請書、障害者手帳や医師の診断書など病気・障がいを客観的に証明できるもの。
- ・申し出期間……原則、授業開始後2週間まで。

ただし、新たに病気・障がい等が発生した場合、あるいは病状・障がいの状態等が変わった場合などはその都度申し出る。

2. 面談の実施

学生支援室が配慮・サポートの必要性を認めた場合、支援室員は、本人、指導教員、その他支援室員が必要と認める者との面談を実施し、配慮の内容についての原案を作成する。

3. 合理的配慮内容の決定

2で作成された原案を学生支援室常任委員会で検討し、配慮の内容を決定する。学生支援室は、決定された内容に基づいて、配慮願を作成する。

4. 支援開始

配慮願を教務部長ならびに学生部長の連名で各授業担当者、クラス担任（指導教員）および学科長へ配付する。必要に応じて配慮内容を関係部署に通知する場合がある。

5. フォローアップ

支援開始後も学生の状況によって配慮内容を再検討し、変更する場合がある。

